

山運輸第343号の2
令和5年1月10日

一般乗用旅客自動車運送事業者 殿

東北運輸局山形運輸支局長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業者が保有するタクシー車両をハイヤー車両として臨時的に流用する特例制度（令和5年度大学入学者選抜等における受験生の運送に限る。）について

標記について、自動車交通部長より別添のとおり通達がありましたので、了知願います。

東自旅二第971号
令和5年1月6日

山形運輸支局長 殿

東北運輸局自動車交通部長

一般乗用旅客自動車運送事業者が保有するタクシー車両をハイヤー車両として臨時的に流用する特例制度（令和5年度大学入学者選抜等における受験生の運送に限る。）について

標記について、令和5年1月5日付け国自旅第383号により自動車局旅客課長から別添のとおり通達があったので、了知されるとともに関係団体等に対し周知を図られたい。

国自旅第383号
令和5年1月5日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業者が保有するタクシー車両をハイヤー車両として臨時的に流用する特例制度（令和5年度大学入学者選抜等における受験生の運送に限る。）について

新型コロナウイルスの濃厚接触者の受験生については、「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和4年6月3日大学入学者選抜協議会決定）」に基づき、①初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査）の結果が陰性であること、②受験当日も無症状であること、③公共交通機関を利用しないこと、④終日別室で受験すること、といった4つの要件を満たすことを条件に入学試験の受験を認めることとされている。

今般、受験生の受験機会を可能な限り確保するため、文部科学省より「令和5年度入学者選抜に係る無症状濃厚接触者となった受験生の移動手段の確保について（協力依頼）（令和4年12月15日付け4高大教第9号）」にて、昨年度と同様に受験日直前に濃厚接触者となった受験生の移動手段の確保について依頼があったことを受け、昨年度と同様に、一定の条件（注1）の下でタクシーを利用可能とすることとし、そのための特例制度を「一般乗用旅客自動車運送事業者が保有するタクシー車両をハイヤー車両として臨時的に流用する特例制度について（令和3年4月12日付け国自旅第21号。以下「特例通達」という。）」に準じた形で、下記の通り定めた（注2）ので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本取扱いについては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

また、文部科学省から、大学、高校関係者等に対し、上記の取扱いについては「大学入学者選抜実施要項に関するQ&A」を更新する形で周知しているので、併せて了知願いたい。

(注1)

- ① 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両を利用すること
- ② 利用車両等が特定できるよう、初期スクリーニングの結果が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で予約を行い、他の乗客と乗り合わせをせずに利用すること（流しのタクシーは利用しないこと）
※濃厚接触者の行政検査が実施されない自治体の受験生においては、抗原定性検査キットにより陰性確認を行っていることを告げた上で、予約を行うこと

(注2)

受験生の運送については、運送する人員及び地域を事前に想定することが困難であるため、公共交通機関を利用できない者の輸送手段を適切に確保する観点から、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を適切に講じて運用するタクシー車両をハイヤー車両として臨時的に流用することができる特例通達に準じた形で、今般、別途措置することとする。

記

1. タクシー車両をハイヤー車両に流用する手続

一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）は、受験生の運送について予約による申込みがあった場合には（他の旅客と乗り合わせせずに利用するものに限る。）、当該事業者の判断により、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第15条に規定する事業計画を変更することなく、タクシー車両をハイヤー車両として流用し、また、流用した車両をタクシー車両に戻すことができることとする。

ただし、当該運送の申込みを引き受ける事業者は、当該運送を行った輸送実績について、遅滞なく地方運輸局に報告することとする。

2. 運賃

ハイヤー車両に流用した車両（以下「流用車両」という。）は、法第9条の3第1項の規定による認可又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条の4第1項の規定による届出のあったタクシー運賃を適用することとする。

3. 流用車両の表示

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第45条が適用されるタクシー車両を流用車両とする場合、流用車両とする前のタクシーとしての表示等による取扱いのまま運用することとする。

ただし、ハイヤー車両として流用して運送する場合、表示灯は実車中の取扱いとするほか、流用して運送する前後に当該車両を移動させる場合には、旅客が運送を申し込まないよう措置するため、スーパーサインの表示を「回送」と表示することとする。

4. 感染防止対策

事業者は、ハイヤー車両として流用して運送する前後において、原則として営業所で消毒を実施することとするほか、感染防止シート・感染防止仕切り板の設置や運転者のマスクの着用など、感染防止対策の徹底に努めることとする。

5. その他留意事項

- (1) 事業者は、他の事業者から予約を断られた受験生など、緊急的に運送する必要がある場合は、当該運送の営業区域外に存する場合であっても、法第20条第1号に該当する「営業区域外旅客運送」として当該運送の申込みを引き受けることができることとする。
- (2) 流用車両による運送収入、輸送人員等は、タクシーによる実績として取り扱うこととし、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）に基づく事業報告書、輸送実績報告書等の報告の対象とする。

附 則（令和5年1月5日国自旅第383号）

本通達については、令和5年1月5日以降から適用し、今年度内の運送に限って取り扱うこととする。

【別添】

国自旅第383号の2
令和5年1月5日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

自動車局旅客課長

一般乗用旅客自動車運送事業者が保有するタクシー車両をハイヤー車両として臨時的に流用する特例制度（令和5年度大学入学者選抜等における受験生の運送に限る。）について

今般、新型コロナウイルスの濃厚接触者である受験生（以下単に「受験生」という。）の受験機会を可能な限り確保するため、文部科学省より「令和5年度入学者選抜に係る無症状濃厚接触者となった受験生の移動手段の確保について（協力依頼）（令和4年12月15日付け4高大教第9号）」にて、昨年度と同様に受験日直前に濃厚接触者となった受験生の移動手段の確保について依頼があったことを受け、昨年度と同様に、一定の条件（注）の下でタクシーが利用可能となるよう、別添のとおり、受験生の運送に限った特例制度を定めたところである。

本制度の適用により、一般乗用旅客自動車運送事業者は、ハイヤー車両を保有していなくとも、事前に地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）に届け出ることなく、タクシー車両をハイヤー車両として臨時的に流用して受験生の運送を引き受けることが可能となり、他の一般乗用旅客自動車運送事業者から予約を断られた受験生など、緊急的に受験生を運送する必要がある場合には、当該運送の営業区域外に存する場合であっても、運送を引き受けることが可能となる。

今後、貴会会員事業者におかれては、当該制度の活用を前提として、受験生の運送の引受けについて申し込まれる場合があるが、受験生にとっての入学選抜の重要性等を踏まえ、受験生の受験機会の確保を図るため、可能な限り、受験生の運送に協力頂きたく、本通知について傘下会員に対し周知徹底されたい。

注)

- ① 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両を利用すること
- ② 利用車両等が特定できるよう、初期スクリーニングの結果が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせ

をせずに利用すること（流しのタクシーは利用しないこと）

※濃厚接触者の行政検査が実施されない自治体の受験生においては、抗原定性検査キットにより陰性確認を行っていることを告げた上で、予約を行うこと

4 高 大 教 第 9 号
令和4年12月15日

国土交通省自動車局旅客課長 殿

文部科学省
高等教育局大学教育・入試課長
古 田 和 之

初等中等教育局参事官（高等学校担当）
田 中 義 恭

令和5年度入学者選抜に係る無症状濃厚接触者となった受験生の
移動手段の確保について（協力依頼）

昨年度に実施された大学及び高等学校等の入学者選抜については、貴省をはじめ、タクシー事業者の皆様による多大な御協力により、無症状濃厚接触者となった受験生が移動手段を得ることで、受験機会を確保できましたことを心から感謝申し上げます。

今年度を実施される入学者選抜についても、昨年度と同様、試験日直前に濃厚接触者となった受験生の移動手段を確保していただきたく、受験時の移動手段として公共交通機関以外の自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎等が利用できない受験者が、タクシー、ハイヤーを利用できるよう、関係各所への周知など所要の対応を行っていただけますよう格別の御配慮をお願いいたします。

また、地域の事情等で受験者自身による予約ができない場合を想定し、昨年度と同様に文部科学省に相談窓口を設置し、連絡するよう周知しますので、貴省を通じてタクシー等の予約の調整を行っていただきたく、あわせて格別の御配慮をお願いいたします。

なお、利用に当たっては、別添案のとおり、令和5年度大学入学者選抜実施要項（令和4年6月3日）に関するQ&Aを更新し、大学及び高等学校の関係団体等を通じ、受験生への周知を徹底するとともに、高等学校の入学者選抜においても、同様に対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

(参考)

○令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン



https://www.mext.go.jp/content/20220603-mxt_daigakuc02-000005144_2.pdf

○令和5年度入学者選抜に関する主な試験期日

<大学>

1月14日(土)・15日(日)	大学入学共通テスト(本試験)
1月28日(土)・29日(日)	大学入学共通テスト(追試験)
2月1日(水)～	私立大学個別学力検査
2月25日(土)～	国公立大学個別学力検査(前期日程)
3月12日(日)～	国公立大学個別学力検査(後期日程)

<高等学校>

1月下旬～2月中旬	推薦入試(前期選抜、特色選抜等)
2月中旬～3月中旬	一般入試
3月中旬～下旬	2次募集等

(本件担当)

<大学入試に関すること>

文部科学省高等教育局
大学教育・入試課大学入試室入試第二係 福田・勝原・川嶋
TEL: 03-5253-4111 (内線: 2495)

<高等学校入試に関すること>

文部科学省初等中等教育局
参事官(高等学校担当)付 高校教育改革係 長屋・坂井・中島
TEL: 03-5253-4111 (内線: 3482)

令和5年度大学入学者選抜実施要項（令和4年6月3日）に関するQ&A更新案

（見え消し版）（抜粋）

Q68 <削除>

Q ~~6869~~ 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。

A ~~自家用車の他、レンタカーなど、無症状の濃厚接触者である受験生とその同乗者が確実に特定できる交通手段を想定しています。~~

自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、以下の条件等のもと利用するタクシー、ハイヤー、海上タクシーについては、ガイドライン2(2)④のiii)に示す「公共の交通機関」には該当せず利用が可能です。なお、いずれの交通手段であっても、感染防止対策を徹底していることが必要です。

1) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること(例:マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと等)。

2) 利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること(流しのタクシーは利用しないこと)。

※濃厚接触者の行政検査が実施されない自治体の受験生においては、抗原定性検査キットにより陰性確認を行っていることを告げた上で、予約を行うこと

なお、無症状の濃厚接触者であっても一定の要件を満たす場合には受験できることを可能としたのは、あくまでも受験機会を最大限に確保するためであり、各大学の個別学力検査において、追試験等の代替手段により受験機会が確保されている場合には、交通手段の確保が難しい受験生に対し、そうした選択肢も含めて、受験生が選択できるようご指導いただくことが考えられます。

Q69 濃厚接触者となってしまった受験生から、タクシー等の予約ができなかったとの連絡を受けたが、どのように対応すればよいか。

A 無症状の濃厚接触者が受験するための移動手段について、Q68に示すタクシー、ハイヤー、海上タクシーを利用する際には、まずは受験生本人にタクシー事業者等へ予約の相談をしていただきますが、地域における事業者の数が限られるなど、万が一、受験生自身での予約ができない場合を想定し、文部科学省に相談窓口を設置しておりますので、当該窓口（連絡先：03-6734-4739、03-6734-4752※令和5年1月10日開設）に連絡いただくよう周知をお願いします。

(参考) 無症状の濃厚接触者の受験者のうちタクシー、ハイヤー、海上タクシーでの移動を希望する皆様へ

https://www.mext.go.jp/nyushi/mext_00003.html

令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した 試験実施のガイドライン

令和4年6月3日決定

令和4年12月7日改定

大学入学者選抜協議会

1. 基本的な考え方

令和4年度大学入学者選抜の実施については、令和3年11月19日「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する」ことが決定された。実際、試験を実施する大学の徹底した感染症対策をはじめ、多くの関係者の協力等もあり、令和3年度大学入学者選抜の実施時期と比較して多くの新規感染者が確認される状況においても、特段大きな混乱もなく実施された。

昨年度策定したガイドラインにおいて言及していたとおり、試験の実施の特徴としては、受験生が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、試験中は基本的に試験問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底による感染拡大の防止策を講じておけば、むしろ社会経済活動としては、その感染拡大のリスクは日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低いとも言える。

受験生にとっての大学入試が持つ意義について考えた場合、入試はそれぞれの将来の進路を実現させるためのステップであり、これまでの努力の成果を試す重要な機会であることから、令和5年度大学入学者選抜においても、その実施について広く社会的な理解を得ておくことが重要である。

本ガイドラインは、昨年度策定したガイドラインを基本に、感染症に関する専門家からの意見や昨年度の試験の実施状況等を踏まえながら、各大学が試験場の衛生管理体制を構築するに当たり、その望ましい内容・方法等について整理したものである。また、大学入試センターにおいては、本ガイドラインに基づき、大

